

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

○委嘱式

司会（砂川課長）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、会議の開催についてご案内を申し上げましたところ、お忙しい中、また、足元のお悪い中、多くの皆様にご出席をいただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども育成課長の砂川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議を開催する前に、久喜市青少年問題協議会委嘱書交付式を行います。

梅田市長から、新たに久喜市青少年問題協議会の委員となられました皆様に、委嘱書を交付させていただきます。市長が皆様のお席に参りますので、恐縮ですが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立いただき、委嘱書をお受け取りいただきたいと思います。

それでは梅田市長、よろしくお願いいたします。

（名簿順に交付）

司会（砂川課長）

ありがとうございました。なお、亀澤大輔様におかれましては、本日、欠席のご連絡をいただいております。また、山中今日子様につきましては、到着が遅れているようでございますので、後日のお渡しとさせていただきます。

続きまして、委員及び事務局職員の紹介に移ります。今回は委嘱後、初めての会議となりますので、お手元の名簿順に自己紹介をお願いしたいと存じます。後ほど、議題「久喜市の青少年問題の現状について」の中で、改めて、皆様の日頃の活動や状況を詳しくお話しいただくお

時間を設けますので、この場では、ご所属とお名前などを簡単にご紹介いただければと存じます。

それでは、小林宏行委員から順にお願いいたします。

(名簿順に自己紹介)

司会 (砂川課長)

ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

司会 (砂川課長)

委員の皆様におかれましては、今期もどうぞよろしく願います。

以上をもちまして、委嘱書の交付式を終了いたします。ありがとうございました。

○第1回久喜市青少年問題協議会

1 開 会

司会 (砂川課長)

それでは、引き続き、令和6年度第1回久喜市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

はじめに、本日の出席委員数について、ご報告を申し上げます。委員15人中、出席委員13人で過半数に達しており、本協議会は、久喜市青少年問題協議会条例第8条第2項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

2 市長あいさつ

司会（砂川課長）

それでは、開会にあたりまして、梅田市長からごあいさつを申し上げます。お願いいたします。

梅田市長

皆様、改めましてこんにちは。久喜市長の梅田修一でございます。

本日は、令和6年度第1回久喜市青少年問題協議会に、公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日頃から市政運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げる次第です。

ただ今、皆様方には、久喜市青少年問題協議会の委員としての委嘱書を交付いたしました。今後2年間、本市の青少年健全育成の推進につきまして、ご指導を賜りますようお願いいたします。

さて、近年、青少年を取り巻く社会環境は、著しく変化をしています。特に、感染症の流行以降、インターネットを介したコミュニケーション手段が急速に普及し、実際に人と顔を合わせることなく物事が完結をすることが多くなりました。令和5年度のこども家庭庁の調査によりますと、満10歳から満17歳の青少年の98.7%がインターネットを利用しているとの結果が出ておりまして、青少年にとっても、インターネットが非常に身近になっていることが伺えます。しかし、その一方で、SNS上など周囲の大人の目が届かない場所でのトラブルが増えたり、犯罪に巻き込まれたりするなどの問題も増加をしています。

青少年問題が、複雑化、深刻化する中で、次の世代、次の時代を担う青少年たちが安全・安心に過ごすことができ、夢と希望を持って成長できる社会づくりのために、委員の皆様には、本協議会の趣旨を十分にご理解いただき、忌憚のないご意見、ご提案等をいただければ幸いです。

結びに、委員の皆様のご活躍とご健勝を心からご祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞ2年間、よろしくお願いいたします。

司会（砂川課長）

梅田市長、ありがとうございました。

司会（砂川課長）

ここで、会議に入る前にいくつか確認及び了承をいただきたい事項がございます。

はじめに、附属機関の委員名簿につきましては、久喜市市民参加条例の規程に基づきまして、お名前、委員の選任区分を公開することとなっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、市では附属機関の委員の皆様のお名前、ご住所、電話番号を記しました公職者名簿を作成し、公表しております。この公職者名簿への掲載につきましても、併せてご了承をいただきたいところですが、住所と電話番号の公開につきましては任意となりますことから、公開が可能である方につきましては、後ほど事務局までお申し出をいただければと存じます。

2点目でございます。会議の公開につきましてでございますが、久喜市では協議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますのでご了承いただきたいと存じます。

また、この会議の内容につきましては、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、併せてご了承いただきたいと存じます。

3 議 題

司会（砂川課長）

それでは、3の議題に入らせていただきます。

条例の第6条で、協議会には会長1人、副会長1人を置き、第8条で、会議は会長が招集し、議長となることが定められております。

本日は、委嘱後、初めての協議会であることから、会長が選出されておられません。従いまして、会長及び副会長の選出までの間、梅田市長を仮議長として、議事を進行させていただきます。

それでは、梅田市長、仮議長をお願いいたします。

仮議長（梅田市長）

はい。それでは、皆様のご協力をお願いいたしまして、仮議長を務めさせていただきます。

（１）会長及び副会長の選出について

仮議長（梅田市長）

それでは、次第に基づきまして、議題の１、会長及び副会長の選出についてご協議いただきたいと存じます。

まずは事務局から説明をお願いします。

事務局（清水課長補佐兼係長）

はい、それではご説明申し上げます。

本日の協議会は委員の任期満了に伴い、新委員による最初の協議会となります。久喜市青少年問題協議会条例第６条第１項により、会長及び副会長を、それぞれ１人を置くこととし、委員の互選によりこれを定めることと規定しておりますことから、会長１人、副会長１人の選出をお願いするものです。以上でございます。

仮議長（梅田市長）

はい。会長及び副会長の選出について事務局から説明がありましたが、はじめに、会長の選出について、どなたか推薦、あるいは、ご意見等いただけないでしょうか。

堀井委員

はい。

仮議長（梅田市長）

はい、堀井委員さんお願いします。

堀井委員

前回まで会長を務めていただきました小松智子委員を推薦したいと思います。

仮議長（梅田市長）

はい、ただ今、会長に小松委員さんをとの推薦のご意見がございました。他にご意見はございますか。

（意見等なし）

仮議長（梅田市長）

それでは、他にないようですので、会長を小松委員さんをお願いするということで、皆様よろしいでしょうか。

（拍手）

仮議長（梅田市長）

改めまして、小松委員さん、お願いできますでしょうか。

小松委員

どなたかやってくれる方がいらっしゃればと思いますが、至りませんけれども、皆様のご協力、ご支援をいただきまして、務めさせていただきたいと思います。

仮議長（梅田市長）

ありがとうございます。それでは、会長は小松委員さんということで決定させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、副会長の選出についてであります。こちらの方もどなたからか推薦あるいは意見などをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(意見等なし)

仮議長（梅田市長）

会長からいかがですか。

小松委員

そうですね、長年の流れもありますので、前副会長の大鹿さんの後任で当協議会にお越しただいた荒井委員さんを推薦したいと思います。荒井委員さんは、久喜市青少年育成市民会議栗橋の会長を務められており、適任であると思います。

仮議長（梅田市長）

ありがとうございます。ただ今、小松会長から、副会長に荒井委員さんをとの推薦がございましたが、他にご意見はございますか。

(意見等なし)

他にないようですので、副会長を荒井委員さんをお願いするという事で、皆さんいかがでしょうか。

(拍手)

仮議長（梅田市長）

改めまして、荒井委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。

荒井委員

はい、次の世代の青少年が健やかに成長しますことを願って、会長を補佐して参りたいと思います。よろしくお願ひします。

仮議長（梅田市長）

ありがとうございました。

それでは、副会長は、荒井委員さんということに決定いたしましたので、よろしくお願ひします。

皆様のご協力によりまして、無事、会長及び副会長を選出することができました。これをもちまして、仮議長の職を解かせていただきます。お世話になりました。

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

なお、梅田市長は、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。梅田市長、ありがとうございました。

それでは、会長及び副会長の席をご用意いたしますので、お手数ですが、お席の移動をお願いいたします。少々お時間を頂戴いたします。お待ちくださいませ。

（会長、副会長 席の移動）

司会（砂川課長）

それでは、会長、副会長が決まりましたところで、おふたりから就任のごあいさつをいただきたいところではございますが、お時間の都合もございますので、小松会長からごあいさつをいただき、荒井副会長には、会議の最後に、閉会のお言葉をいただければと存じます。

それでは、小松会長、よろしくお願ひいたします。

小松会長

皆様からの推薦をいただきまして、会長の任を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど市長のあいさつの中にもありましたが、青少年問題については多岐に渡っておりま

す。毎日、新聞やテレビ等を見るたびにこんな問題があるんだとびっくりすることも多々あります。そしてその次には、必ず、ではどうしたらいいんだろうと解決策を考えます。一方、健全に、素直に順調に育っている子どももたくさんおります。この子どもたちが、この後に、いろいろな問題、課題に出くわしたときにこれらをどう乗り越えていくのか、それを私たち大人は見守っていかなければいけないんだということを強く感じています。

本日は、委員の皆様も、いろいろな立場で、青少年の日々の生活をご覧になられていらっしゃると思いますので、気づいたこと等をお出しいただきますようよろしくお願いします。

簡単ですが、あいさついたします。

司会（砂川課長）

ありがとうございました。

それでは、この後の議題に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、全部で8点、机の上にご用意させていただいております。

（配付資料の確認）

司会（砂川課長）

資料の不足はございませんでしょうか。不足がございましたら、お申し出いただきたいと存じます。

（事務局確認）

司会（砂川課長）

よろしいでしょうか。では、これより先の進行につきましては、久喜市青少年問題協議会条例第8条第1項の規定により会長が議長となることとなりますので、小松会長、よろしくお願いいたします。

議長（小松会長）

はい。それでは議題に移りたいと思います。

まず事務局から説明をお願いします。

事務局（清水課長補佐兼係長）

はい、議題の説明をさせていただく前に、まずは事務局より今回の会議録の作成方法についてご説明させていただければと思います。

まず会議録の作成方法でございますけれども、審議会等の会議の公開に関する条例によりまして、審議会等につきましては、会議録を作成し、概ね会議開催後1ヶ月以内に、ホームページ等で公表することとなっております。この会議録の作成方式はいくつかございまして、発言をそのまま記録する「全文記録方式」、あいさつや添付資料を読み上げた事務局説明などは省略し、皆様のご発言やご質疑、事務局の応答などの趣旨は変えずに、「てにをは」や「繰り返しの発言」などについて調整して記録する「ほぼ全文記録方式」がございます。

事務局といたしましては、これまでの通り、「ほぼ全文記録方式」が適当ではないかと考えておりますので、こちらのご承認をいただきたいと存じております。

また、作成いたします会議録の確認と署名でございますが、会議録が出来次第、出席委員の皆様へ送付をさせていただきまして、ご確認をしていただく予定でございます。皆様の確認後、会長に会議録の署名をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（小松会長）

当協議会におきましては、以前より「ほぼ全文記録方式」を採用しているとの説明がございました通り、今後もこれまで通り、「ほぼ全文記録方式」で作成し、各委員の確認後に会長が署名を行うことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（小松会長）

それでは、これからも「ほぼ全文記録方式」の記録、会長署名ということで、よろしく願いいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

(2) 久喜市青少年問題協議会の役割と運営について

議長（小松会長）

議題（2）、「久喜市青少年問題協議会の役割と運営について」事務局から説明をお願いします。

事務局（清水課長補佐兼係長）

はい。改選後、初回の協議会の会議でございますので、「久喜市青少年問題協議会の役割と運営について」、事務局からご説明させていただきます。

それでは本日皆様のお手元に配付いたしました資料2、久喜市青少年問題協議会条例をご覧ください。

当協議会の所掌事務につきましては条例の第2条第1項第1号において、「青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること」と規定されております。また、同条同項第2号において、その「施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」と規定されているところでございます。

従いまして、これを受け、当協議会を運営していく訳でございますが、関係行政機関相互の連絡調整を図るとともに、委員の皆様で意見交換をする場として運営してまいりたいと考えております。

そして、同条第2項において、「協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。」と規定されておりますことから、協議会の役割を全うするために、その意見をまとめ、それを外部に発信し、情報提供してまいりましたので、今後もそのような形で協議会を運営してまいりたいと考えております。

また、第4条では、委員の委嘱を規定しており、関係行政機関の職員に加え、各種団体の役員、学識経験者、公募による市民で意見を構成し、委員を構成し、それぞれの意見、立場で協

議し、その内容を持ち帰り、広めていただくことを想定したものとなっております。

説明は以上でございます。

議長（小松会長）

ただいま、「久喜市青少年問題協議会の役割と運営について」の説明がございましたが、何かご質問等がございますか。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

（意見等なし）

議長（小松会長）

よろしいですか。それでは、次の議題に進めさせていただきます。

（３）久喜市の青少年問題の現状について

議長（小松会長）

続きまして議題（３）「久喜市青少年問題の現状について」でございます。

今回は、改選後初めての会議になりますので、改めまして、自己紹介を兼ねて、皆様の青少年に係る日頃の活動の状況、ご意見や情報等を共有していただければと思います。過去に、こちらの協議会がご縁となり、地域の学校で講演を行ったり、活動を活動に協力をいただいているという連携が生まれた例があるとのこと報告をいただいております、青少年の育成に関わる輪が広がっているところでございます。ぜひ、本日の会議におきましても、各委員さんからの情報を皆様の地域やご所属、ご家庭にお持ち帰りいただき、今後に繋げていただければと存じます。

各団体から選出されている皆様におかれましても、各団体と青少年との関わりや事例等を共有いただければと思います。公募で委嘱された皆様におかれましては、日々の生活や各活動の中で感じられていること、目にしたこと等を共有していただければと思います。

お一人２、３分をお願いいたします。それでは、名簿順で、小林宏行委員からお願いいたします。

小林委員

改めましてこんにちは。久喜警察署、生活安全課長をしております小林と申します。今年の秋で2年半が経過するところでございます。主な仕事内容としましては、警察署の中の生活安全課というところで、少年が関係する事件、非行防止活動ですとか、その他、児童虐待の関係、補導の関係、あと防犯活動ですとか、そういったものの取り組みと、各種相談ですね、少年問題だけに限らず、各種相談業務を担当している状況であります。

それでは、久喜市の青少年問題の現状についてということで、何点か申し上げたいと思います。

まず児童虐待の関係となります。今年の7月末現在の数値ではございますが、久喜警察署で、児童虐待の案件約100件を認知しております、児童相談所の方に通告を行っているところでございます。私が久喜警察署に着任して以降、久喜市内で、全国ニュースになるような大きな事案は発生してないのですが、それでも、約100件、これは前年とほぼ同件なんですけれども、同じ件数が認知されているということで、意外な身近なところで児童虐待というのが発生しているところを皆様にも認識をしていただきたいと考えております。

児童虐待といっても色々な種類がありまして、身体的虐待、親がこどもに暴力を振るったりするのがありますし、こどもの前で夫婦の喧嘩等してしましまして心理的虐待であったり、これは一番件数が多いですけれども、その他ネグレクトですとか、要保護と言いまして、親がこどもの育児を若干放棄しているような状況があるというものも発生しております。今まで重大事案が発生してないから、今後もないという考えを持たずに、日々緊張感を持ちながら児童虐待事案に取り組んでいるところでございます。

児童虐待事案の特徴といたしましては、室内、個人の家の中で行われるということで、第三者、目撃者の確保が非常に困難、ということと、こども、小さい子が被害者ですので、その子が助けを求めること、自分で110番したりですとか誰かに助けを求めたりするというのは、なかなか難しいという特徴がございます。配付資料の中にもございましたカラー刷りの、こういったチラシの方をより多くの方に広報啓発して行って、これ虐待かな、どうかなという事案があれば、幅広く警察の方に通報していただきまして、こちら警察の方で確認をさせていただきたいと考えております。匿名での通報も可能ですので、ちょっと難しいなというもので

あっても、通報していただきたいと思います。

その他、補導の関係、こちらも7月末現在で、久喜警察署管内で90件こどもを補導しています。一番多いのが深夜徘徊、夜11時以降、外出しているこどもがいた場合、補導して親の方に連絡したりしているところがございます。

また、喫煙等も未だありますので、お子さん、こどもたちと接する際には、こういったことしちゃいけないよということを指導していただきたいなと思います。

その他気になる点といたしまして、特殊詐欺、振り込め詐欺に関与している少年、これは埼玉県全域で、7月末現在で22名検挙されているということで、闇バイトという言葉がありますけれども、そういったものに加担してしまっている少年は県内でもいますし、実際、去年当署管内でもそういった事案がありました。

闇バイトの方の注意喚起と併せて、こちらも埼玉県内全域の話ですけれども、大麻ですね。大麻で検挙される少年、こちらも令和4年は10人だったのですが、令和5年になるとそれが3.5倍になりまして35人ということで、今年も7月末現在で去年同時期とほぼ同じくらいの数が発生しておりますので、ニュース等でもやっていますけれども、大麻が広がりつつあるのかなというところで、懸念を感じているところがございます。

その他、先日も相談を受けたのですが、SNSで知り合った、これはこどもですね、相手はこどもと名乗っていた。本当にそれがこどもかどうかはわかりませんが、自分の裸の画像を女の子が送っちゃったという相談を、当署でも受理しております。そういったSNSは大変便利なもので、仕事で使っている方もいらっしゃると思います。今後ますます、利用は広がっていくと思いますが、危険性も含んでいるということも、併せて検討していただきたいと考えております。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。続きまして、内山委員さんお願いします。

内山委員

はい、失礼いたします。久喜東中学校校長の内山でございます。

小松会長のお話にありましたとおり、今、小中学校の児童生徒については多岐に渡る様々な心の悩みだったり、心の悩みから生じる問題行動であったり、或いは不登校等に係る課題があります。

また、市長からありましたとおりSNSトラブルについては喫緊の課題となっており、潜在化していて、学校の中だけでは見つけ出すことが難しいところがあります。今日いらっしゃっています小林課長をはじめ久喜警察署生活安全課の皆様と、学校警察連絡協議会等を通じて、情報交換をしながら、いかに子どもたちがSNSを利用したことで、被害者にもならないし、加害者にもならないということを念頭に、今、トラブル防止の指導を進めているところです。

続いて、不登校の問題につきまして、学校内外で取り組んでいることについて申し上げます。まず校内については、生徒指導委員会や教育相談部会等を通じて、子どもたちの不登校の状況を解消する手立てを講じ、家庭と連携しながら、登校復帰を最終的なゴールとして進めているところです。現在、国の動向として、「誰1人取り残さない」という視点で、学びの機会の保障が全面に押し出されており、これまでは、市内に4ヶ所ございます適応指導教室、今は教育支援センターと申しますが、そのセンターへの通級をする子もいれば、KDXといいまして、久喜市ではリモートでオンライン分教室に入って授業を受けている中学生もいます。

また今年度からですが、中学校内に、校内支援センター、スペシャルサポートルーム、いわゆる教室とは別の部屋での学習の場を設置しています。特に久喜中学校と、鷲宮東中学校では、他の中学校に先んじて、支援員さんを市の教育委員会から派遣していただいております。どの中学校も、スペシャルサポートルームでは生徒に対して支援員さん或いは教職員が付いてサポートする体制をとっています。

不登校生徒の学びの保障とともに、不登校にさせないという視点からも、中学校としては力を入れている取組になっています。

議長（小松会長）

ありがとうございました。続きまして大澤委員さんお願いします。

大澤委員

はい、改めましてこんにちは。久喜工業高校の校長の大澤でございます。

先ほど小松会長から、この協議会の縁で生徒に対しての講演会等が行われているようなお話がありましたけども、まさに本校は昨年度、小林恵子委員さんから、講師の先生をご紹介いただきまして、性教育の講演会を実施することができました。大変生徒のためになる、講演会が実施できて本当にありがたく思っております。ありがとうございました。

このようにこの協議会の縁で講演会等を実施できました。また、本校や生徒のためになる、そういったことがございましたら、またぜひご紹介をいただければありがたいと思います。

また、本校の生徒の登下校の状況について、市内の市民の皆様から、学校にご連絡をいただいたりしております。そういったまだマナー等の良くない生徒がおりましたら、是非ご連絡をいただいて、改善に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（小松会長）

ありがとうございました。大井川委員お願いします。

大井川委員

中央児童相談所担当部長をしております大井川と申します。よろしく願いいたします。児童相談所は、久喜警察さん、今日はお見えではないですが幸手警察さん、私たちが上尾にあるものですから、管内が上尾、桶川、北本、鴻巣、蓮田、白岡、久喜それと伊奈町というところで、実は県のもちろん施設ですので、県内に今7ヶ所しか児童相談所がないのですが、今、8か所目ということで朝霞に作っております。中央っていう名前は県に1つ設けるものですから、たまたま上尾が中央で、熊谷、所沢、南というのが川口にありまして、あと越谷と草加にあります。その中の中央機能を持っているということで、上尾に児童相談所がございます。そこで、全県700万からの人口のこどもを、その7ヶ所で、来年からは8ヶ所で見っていくというような状況です。

私ども中央児童相談所は、先程の管内を見ているのですが、そこをまたさらにグループに分けて、私が担当しているところで、久喜、白岡、蓮田を担当して、いくつかに分けて対応して

いるところです。警察さんとのやりとりが非常に多くて、先ほど小林課長さんからも虐待の話がありましたが、虐待がやはりいろいろな形で、皆さんのお耳に入ると、本当に昼でも夜でも休日でも関係なく、そういう通報ありますから、警察さんに連絡が入ったり、児童相談所に連絡が入ったり、あと市役所の方に入ったりというところで、いろんな通報が入っているのが実情です。児童相談所は、本当は暇なのが一番いいのですが、そうもいなくて、とても忙しい日々が続いていて、今もこうやって連絡が随時入ってくるんですが、今も保護している子どもが児童相談所に向かっているっていうようなのが実情で、毎日のように、そのような状況になっています。児童相談所というと虐待が一番、名前が知られているきっかけと思いますが、最近の話でいくと、先程のSNSトラブルっていう、「ト一横」をご存知かと思いますが、ト一横の問題で、実際東京で警察に補導されると、東京都の児童相談所に保護になって、そこからこちらの児童相談所に送られてくるという流れになります。そういうお子さんも、半年くらいですか、一時期よりは少し減ったかなと思いますが、一時期ですと、ト一横に補導が入るといいうニュースが流れると、大体、土日明けの月曜日には子どもが何人か児童相談所に連れてこられるというようなことが毎週のようにありました。また、ト一横に捜査が入ったりすると、今度近いところでは大宮でも、そういうお子さんは入っていたりします。そしてまた、児童相談所の方に連れてこられたりということがあります。

虐待の件では、ご存知のように、本当に命を落とすような虐待というのも、ニュースにあるかと思いますが、おそらく皆さんがあまり気付かれないような、ニュースにならないような案件も、児童虐待は非常に多くて、その中で子どもが保護されたり、施設に行ったりというのは、もちろん久喜市の中でも、今現在一時保護しているお子さんもいますし、施設に入っているお子さんもいるかと思いますが。

その中で、このチラシを事務局さんの方が、189のチラシを2枚用意していただいたようですが、110番、119番のような3桁で、以前はもっと普通の電話番号だったのですが、189というのもできて、虐待にできるだけ迅速な対応をとっている状況になっています。

今現在、児童相談所に今年度虐待の通告が4、5、6、7、8月、5ヶ月くらいでもう731件通告をいただいています。月に換算すると100件以上は虐待という通告があるような状況です。そのうち100件ぐらいは警察からあるというところで、対応をしています。まずそ

の中で調査をして、地域の皆さんのご協力を得て、地域で生活できるような状況であることが判断されれば、そのまま地域でもあるでしょうし、お子さんによってはお家に戻すことが難しいということになれば、児童相談所で保護を継続するなり施設入所するという流れになっています。今現在のところでは、埼玉県内の一時保護所が先程の7つの児相のうち5か所に設置されていて、それぞれ定員30人位はあるのですが、実際のところ、すでに30人を超える人数が定員オーバーで一時保護をしている現状でございます。施設入所に関しては、県内に20数か所あるのですが、ほぼ満床で、新しい入所ができないような状況になってるのが実情です。

虐待の対応は、児童相談所、警察だけではなかなか対応しきれません。発見も含めると皆さん地域の方々が、発見していただいて一義的な窓口である市役所に相談をされたり、もちろんこの189であるとか、児童相談所を活用していただいて、こどもの安心安全を確保していただければと思います。長くなりましたが、以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。それでは神崎さんお願いします。

神崎委員

皆さんこんにちは。久喜市PTA連合会から参りました神崎です。

先ほど申し上げましたけれども驚宮東中学校のPTAの会長をやっております。以前は東鷲宮小学校のPTAもやっておりまして、PTAには10年弱位いるのですけれども、最初から見えてきて、段々段々SNSというものがすごく子どもたちに浸透してきたなという風には思っています。子どもたち、自分の子も今、中学生ですけれども、本当に普段の連絡は完全にLINEとか、SNSを使ってやりとりをしているというところで、警察等に学校に来ていただいて、啓発などいただいておりますが、SNSの使い方というのは、きちんと見ていきたいと思うのですが、やはりなかなか私から子どもがどういうグループに入っているというのは、チェックはしにくいように、保護者の立場からは思っています。

昨日ちょうど校長先生ともお話をしたのですけれども、やはり校長先生もそういう話をされて、例えば中学校の学年1年丸々の百何十人っていうグループがどうもあるらしいのです

けれども、あるのは知っているけれども、中で何が起きているのか、わからないという話で、不安がられているというお話をされていました。

啓発等々をしていただいていますけれども、やはり、こどもの中にはちょっと軽く考えている子がまだ見受けられますので、その辺をどうやってこども達に自分事として捉えてもらえるかということを、学校と協力してやっていきたいなと思っています。

先ほど内山委員からご紹介がありましたように、鷺宮東中の方ではSSRということで始まっています。校長先生から少しだけお話を聞いたのですが、活用の方も進んでいるようで、ここまでは来られるというこどもがいるようですので、それをどんどん繋げてもらって、一般クラスの方に戻っていけるとことをやっていただけるといいなと思っています。以上となります。

議長（小松会長）

ありがとうございました。内田委員さんお願いします。

内田委員

はい、私、菖蒲地区の方の民生委員を仰せつかっています。

久喜市全体で、久喜、菖蒲、鷺宮、栗橋地区、このように分かれていますのですが、菖蒲地区の様子ですと、大変のどかな街なので、今は久喜市の菖蒲町に行くと、多くのこども達はおじいちゃんおばあちゃんも一緒に過ごしていますし、問題点等はあまりないのですが、自主性があんまり出てないというか、どうしてもおじいちゃんおばあちゃんと一緒に住んでいますので、何かちょっと甘えているってところが多いのかなと思いますが、非常に素直ですくすくと育っております。

久喜市としましては、久喜と鷺宮、栗橋、それから、菖蒲の、各地区で定例会を月1回行いまして、その他に、それぞれの地区で会長・副会長が3名いますので、月1回、連絡会がこの市役所で行われていて、連携を取っているところです。

大きな問題は今のところ出ていませんので、定例会に集まった時、それぞれ地区の代表者である会長・副会長が出てきまして、色々話し合っているということで、現在も続けてし

っかりやっているとあります。

そんなところです。よろしくお願いいたします。

議長（小松会長）

井上委員さんお願いします。

井上委員

改めましてこんにちは。私は保護司としてこちらの方に参加させていただいております井上と申します。よろしくお願いいたします。

私自身は2012年に法務大臣から委嘱されたこの保護司という職に就き、13年目になるところであります。

保護司というのは、罪を犯して、収容施設や矯正施設に入って、仮釈放等で出所してくる人を、環境調整といって、その戻り先、主にご家庭とかご家族のところに行って、出てきてからの調整をしたり、また保護観察といひまして、保護観察期間中に対象者の方々とお話をしたりして、支援をしていく、立ち直りを見守っていくという役職になっております。

私自身はどちらかというところと青少年というよりも、強行犯といわれる罪を犯した刑の長い人たちを扱うことが多いのですが、一般的に久喜の保護司でいうと、今は1人から2人くらい受け持っているのですが、私が最近までちょっと多くて4人くらい持っていたというところなんです。

一般的な話はそこまでにして、基本的にその立ち直りを支えていくケースの中で、いろんなお話を聞く、立ち直りを支援していく中でいろんな事情を聞くということ、主に面接という形で行っているのが私たちの主な活動になっております。

そうした中で、犯罪ですので、突然の事情で犯す人も当然いますけれども、そうではなくて、長年の何らかの積み重ね、特に家庭の事情や、少年時代からの積み重ねによって、いろんな人との関わりによって犯罪に巻き込まれていく、そういうケースもすごく多い状況にありますので、私たちとしてはその立ち直りを支援していく中で、いわゆる再犯を犯させないように、再び罪を犯させないように、見守っていくということが主な役割になっております。

それと同時に、ただ罪を犯した方をどう立ち直らせるかという大きな役割はありますけれど

も、それだけではなくて、地域との連携だとか、保護司をやっている人たち皆さんが元教員であったり、元警察官のOBであったり、市の職員であったり、いろいろその経験を持たれている方がいますので、その連携の中で地域の中から非行とか罪を犯させないということを主な活動として取り組んでおりますので、こうして参加されている皆さんが、所属されている団体と協力しながら見守り活動を現在行っているという団体であるということをお伝えいたします。

よろしく願いいたします。

議長（小松会長）

染谷委員さんお願いします。

染谷委員

はい。仕事のときは学校関係に勤務しておりまして、久喜市内の小学校の方に2校お世話になりました。そのあと退職しましてから、教育委員会の中のスクールソーシャルワーカーという仕事を5年間やらせていただきました。スクールソーシャルワーカーというのは、学校と家庭の間に入って、またさらに行政に繋げていったりということで、久喜市内の小中学校の方を訪問して、もう1人、スクールソーシャルワーカーが久喜市内にはいるのですが、2人で分担したり、または一緒に各小中学校を回って現状を把握してまいりました。

先ほど内山委員さんから、久喜市の一番の懸念は不登校の数の多さだということで、中学校だけでなく小学校からすでに学校に行きづらいお子さんがたくさんいるというのが現状で、その対策として学校ではない学びの場をいろいろ設けているということですが、やはり難しいのは長期化してしまうという、最小のところでは何とか学校に戻れるとなるとよいですが、やっぱり1年、2年と長くなってしまうと、次に担任した先生もその子をよくわからないまま担任をしていて、そのお子さんも、最初に不登校になった理由がだんだん違ってきて、もう行きづらくなってしまいうという現状があるので、どの学校さんもそれに対しては取り組みをしているのですが、なかなか解決に向かわない児童生徒さんがいるというのが現状かなと思います。

また、虐待とかヤングケアラーとかも、各学校では気にかけていろいろ調査をしたり、担任

や管理職がいろいろ調べてすぐ通報できるようには、前よりはなっているような気がします。

とても敏感になっていると思うのですが、その分警察や児相にお世話になることも多くて、直接通報というところに来ているのが、こどもたちが助かっている部分あるけれども、やはり行政が忙しくなっている理由なのかなと思っております。

スクールソーシャルワーカーはこの3月に辞めて、久喜市は全学校に協議会を置いているので、現在は、学校運営協議会ということで中学校の委員としてお世話になっています。

また、フードパントリーやこどもの学習ということでボランティアに関わってみて、これは自分で反省なのですが、学校の中にとやっぱり学校の中のこどもたちしか見えなくて、教育委員会に行ってみたらやっぱり小中学生しか見えなくて、自分の関わっているところしか見えないのですが、問題はもっと手前なのではないかと。つまり、先ほど虐待の話もありましたが、やっぱりSOSを出せないもっと小さい子たちのところに、目を向けるにはどうしたらいいのかとか、それから当たり前ですけども、結局家庭の問題に行き着いてしまったときに、どこまで学校や教育委員会が家庭に入れるのか、ご家庭は学校になかなか言いにくいことは伝えないので、そこをどう突っ込んでいくかっていうのは、学校にいたときも課題だったのですが、それこそそれを助けてくださったのがPTAの方だったり、それから民生委員・児童委員さんだったり、地域を知っている方たちだったので、やっぱりそこに助けられて学校も成り立っているんで、その連携をさらに強めていくというか、工夫していくことで救われるこどもたちがいるのかなと。

自分も地域の一員ですが、今まで地域の一員としてあまり関わってこなかったんで、それも反省を含めて、地域の1人として何が出来るかを一緒に皆さんと考えていけたらいいなと思ってこの委員に参加させていただきましたので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（小松会長）

木内委員さんお願いします。

木内委員

皆さんこんにちは。木内明子と申します。

私は今現在、高校3年生と1年生の男の子を育てる親として、参加しています。経験としては神崎さんと同じ東鷲宮小学校と鷲宮東中学校でPTAを約10年、今現在は東鷲宮小学校の運営協議会、あと長男の高校で父母の会の副会長をやっています。

少し前に、民間企業のICT支援員として、久喜市の学校をいくつか回ってしまして、ちょうどコロナ禍のGIGAスクールの推進で、クロームブックが1人1台配付された年に入っていました。まだ小学校1年生の頃から、あまりにも簡単にネットの世界と繋がれるという時代になってしまって、小中学校にいと、簡単に悪いことをしてしまうというか、学習ツールでチャット機能などがあるんですが、そういうのでなりすましてカードを送ってみたりとか、意地悪な言葉を送ってみたりとか、先生の悪口を書いてみたりとか、そういうのを身近に見ることがあり、結構問題が大きいなど。ただ、修正するにはちょっと時間かかりそうだというのを感じた次第です。

学校によっては、クロームブックの安全な使い方、適切なSNSの利用の仕方を、導入してすぐに全クラスに講義をしてほしいという学校もありましたが、全くそういうのもなく、こどもたち任せで使っているような環境もあったので、それがまだ続いていますので、すごく心配はしていますが、制御できないくらい身近になっているので、大人達も地域の人もどうやってフォローしていけばよいのかなというのを感じています。

実際に高校生を育てる親として何かの力になれたりとか、こちらも情報をいただければと思って参加させていただきます。2年間、よろしく願いいたします。

議長（小松会長）

堀井委員お願いします。

堀井委員

はい、堀井でございます。ずっと中学校の教員をやっております、その後も、教育に関するようないろんな立場で、今まで過ごしてきました。

今の様子と昔の様子を考えると、昔は髪型だとか、服装だとか、それから態度だとか、そういうところで子どもたちの様子は非常によくわかったのです。ところが今現在ですね、小

学校に行っても中学校に行っても、こどもたちの様子は非常に落ち着いているように見えます。学習で差があるような子もいませんし、こいつはどうなのかなと思ったような子はほとんどいないんですね。ですから、ほとんどのこどもたちは非常にこう落ち着いた様子で生活をしているように見えます。

ところがやっぱり、今のこどもたちというのは、心の問題が非常に大きくなっているようで、以前は隣近所の家との繋がりも大きかったし、こどもたちも隣近所のこどもたちとの繋がりが多くて、他の家庭の様子だとか、他の家庭での様子を体験していたのですが、今のお子さんたちってというのは、SNSだけで繋がっている場合も多いですし、保護者の方たちも、他の家庭の様子っていうのをほとんど知らないわけです。ですから、こどもたちも自分が本当に虐待されているのか、こういう家庭の様子なのか、自分の家は他の家とはかなり変わっているのか、同じ位なのか、ということもよくわかっていない。保護者の方も初めて子育てをしているわけですよね、何回もやっているわけじゃなくて、せいぜい1回か2回目の子育てなので、どういうふうに子育てをしていくのが正しいのか、他の家ではどういうふうに子育てをしているのか、どういう食事をしてどういう生活をして、どういう体験をこどもたちにさせているか、それがよくわからないで生活しているような感じがしています。

SNSにしても、こどもたちは、今の私なんかよりも全然うまくSNSを使っているわけですね。知らないところでいろんな繋がりができていて、それが本当の現実の世界と、それから現実ではない世界とがごっちゃになって生活しているので、いろんな課題ができているなと思っています。

私も退職した後、教育相談所に5年間勤めていたので、親からの相談、それからこどもからの相談も受けていましたし、適応指導教室にも関わっていたので、適応指導教室に通う不登校のこどもたちの様子もよく見ていた、一緒に関わっていたのですが、千差万別のこどもたちで、非常に対応が難しいというのが、現在の心境ですね。今も中学校の方の、学習支援が必要なこどもたちの、久喜本樹塾にもいくつかの学校で関わっていますし、それから、放課後こども教室ゆうゆうの方でも、放課後の方の居場所づくりということで関わっていますし、そういうこどもたちを見ながら少しでも久喜のこどもたちにプラスになるように関わっていければなという風に思っています。以上です。

議長（小松会長）

荒井委員さんお願いします。

荒井委員

はい、久喜市青少年育成市民会議の荒井と申します。所属は栗橋でございまして、栗橋地内でも、登下校時に不審者による子どもたちへの声掛け事案が頻繁に発生しておりまして、子どもたちの不安が募っているのが現状でございます。

私たち市民会議といたしましても、登下校のボランティアの方たちとは別に、市民会議のメンバー3～4人で編成を組んで、防犯用のグリーンのチョッキと、グリーンの帽子を被って、時々見守り活動を行っております。特にその防犯チョッキを着ないで、普段着のまま声掛けをすると、不審者に間違えられる可能性もありますので、必ず防犯チョッキを着て活動はするようしております。

そういったことで、見守りの中でも市街化区域内で私有地、個人の土地で草ぼうぼうのところがございます、ここも非常に安全上よくないので、何回も市の方を通じて所有者の方に草刈りをお願いしているのですが、去年の10月位からずっと刈ってなくて、今もそういった状況で、安全が確保できないような場所もございます。昨日も市の建設管理課の方をお願いをして、道路の方にも1メートルぐらい出ているものですから、市の方でも何とか個人の土地ですのでやたらにはできないですけども、お願いをしてきております。

市民会議としては4つの地区でそれぞれ会を持っており、市全体として条例上の組織ではございませんけど、任意の団体として活動しておりますのでどうぞよろしく申し上げます。以上です。

議長（小松会長）

ありがとうございました。

皆様から、様々な立場で、地域の、あるいは関わっていらっしゃる青少年について貴重な発表をしていただき、ありがとうございました。今のお話を聞きまして、もう少し聞きたいな

ということはありませんか。質問等がありましたらどうぞ。

(意見等なし)

(4) その他

議長 (小松会長)

では、よろしいでしょうか。時間も過ぎてきていますので、続きまして議題の(4)その他に入りたいと思います。事務局から説明願います。

事務局 (清水課長補佐兼係長)

はい、事務局から2点説明をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、令和5年度久喜市青少年問題協議会協議のまとめについて、ご説明申し上げます。

参考資料1、令和5年度久喜市青少年問題協議会協議のまとめ(情報提供)をご覧ください。こちらの資料につきましては、令和5年度に開催された2回の協議会においてグループ討議を実施し、委員の皆様からいただいた意見を取りまとめ、作成したものでございます。引き続き委員となられている皆様にはすでに送付をさせていただいておりますが、初めて委員になられた方もいらっしゃるため、改めて参考資料として皆様に配付をさせていただきました。会議では限られた時間にも関わらず、大変貴重なご意見をたくさん出していただき、会議での情報を各所属や地域にお持ち帰りいただきました。

当協議会の所掌事務は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議するとともに、その施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることとさせていただきます。委員の皆様1人ひとりが、この協議会の内容やその成果をそれぞれのお立場で広く情報提供していただくとともに、その際に出た意見、課題等を、またこの場に持ち寄って協議を重ねることが、この協議会の役割であると考えているところでございます。今後の会議におきましても、関係者相互の連絡調整を図るため、多くのご意見、情報等をお伺いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目でございます。

本日、情報提供として資料を3種類配付させていただいております。

まず1つが、埼玉県青少年健全育成条例のあらましでございます。県条例をわかりやすく解説したものとなっております。日々の活動の参考にしていただけたらと存じます。

次にカラー刷りのリーフレットが2枚ございます。こちらは昨年度の会議で、児童虐待について取り上げた際に、非常に皆様の関心が高いテーマであったことから参考として配付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

議長（小松会長）

ただ今の説明について何かご質問、ご意見等ございますか。

（意見等なし）

議長（小松会長）

よろしいでしょうか。それでは他に質問等もないようですので、これをもちまして本日予定していた議事が終了となりました。これで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会（砂川課長）

小松会長、ありがとうございました。

4 その他

司会（砂川課長）

続きまして、次第の4「その他」でございますが、まず、皆様からは何かございますでしょうか。

(意見等なし)

司会（砂川課長）

よろしいでしょうか。では、事務局から1点ご連絡をさせていただきます。お願いします。

事務局（清水課長補佐兼係長）

はい、次回の協議会は年明けの1月下旬から2月上旬を予定しております。日程等が決まりましたら、開催通知を送付させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

5 閉会

司会（砂川課長）

それでは、以上で本日予定しておりました議事が全て終了いたしました。次第の5の閉会といたしまして、荒井副会長にごあいさつをお願いしたいと存じます。

荒井副会長

それでは閉会のあいさつを申し上げます。

先ほども、色々な意見が出ておりましたけれども、子どもたちへの安全確保は、より多くの目で見守りしていく必要があります。私たち大人の責任も重大であります。そのため、日常生活を行いながらも結構ですので、不審者や危険箇所こういった所に目を配っていただければ幸いと存じます。

令和6年度第1回久喜市青少年問題協議会の会議を、以上をもちまして閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会（砂川課長）

荒井副会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、公私ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第1回久喜市青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。

す。

皆様、お気をつけてお帰りいただければと存じます。

本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年9月25日

小 松 智 子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。